

令和6年度

浜松市立和田小学校  
第1回 学校運営協議会



令和6年5月10日(金)  
午後1時30分～午後3時30分  
視聴覚室にて

## 〈本日の日程〉

13:30~14:00 授業参観 ※ 御自由に御参観ください。

14:10~15:30 学校運営協議会

### 次 第

※ 開催要件確認（委員の過半数の出席が必要です。）

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 委員任命書 交付
- 4 自己紹介
  - ・委員、学校職員、校務アシスタント
  - ・オブザーバー
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 副会長の指名
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録・令和5年度協議会自己評価の確認
- 9 熟議
  - (1) 授業についての意見交換
  - (2) 学校経営構想の詳細について
  - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 10 その他
  - ・ボランティアについて
  - ・運営協議会自己評価について
- 11 連絡
  - 令和6年度学校職員・年間行事計画
  - 今後の運営協議会の予定について

回	月 日	議題（予定）
2	9月17日（火）	今後の学校運営について （1学期アンケート結果をもとに）
3	11月20日（水）	目指す子供像について（職員参加）
4	1月16日（木）	来年度の学校運営について （2学期アンケート結果をもとに）
5	2月18日（火）	学校運営の基本方針について 学校運営協議会 自己評価

令和6年度 浜松市立和田小学校 学校運営協議会 委員

五十音順

氏名	ふりがな	肩書等	住所
安藤 小ゆり	あんどう さゆり	主任児童委員	和田町
神谷 みち子	かみや みちこ	元小学校長 学校支援コーディネーター	篠ヶ瀬町
齋藤 博	さいとう ひろし	元自治会長	薬師町
鈴木 滋芳	すずき しげよし	自治会長	篠ヶ瀬町
早川 智美	はやかわ ともみ	前PTA副会長	北島町
林 實	はやし みのる	地域安全推進委員 元自治会長	北島町
箕浦 利弘	みのうら としひろ	民生委員	北島町
山内 慶一	やまうち けいいち	PTA顧問・R4PTA会長	薬師町

オブザーバー 浜松市天竜協働センター長 西澤 幸次朗

CSディレクター 伊藤 裕美 (いとう ひろみ)

学校職員

校長 横井 靖二 (よこい やすじ)  
 教頭 岡本 綾子 (おかもと あやこ)  
 主幹教諭 中西 伸 (なかにし しん) ※CS担当職員

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
  - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
  - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和5年度 第5回学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月16日（金）14時00分から15時45分まで
- 2 開催場所 和田小学校 視聴覚室
- 3 出席委員 齋藤 博、高橋 靖博、林 實、神谷 みち子、安藤 さゆり  
山内 慶一
- 4 学 校 横井 靖二（校長）、岡本 綾子（教頭）、平本 智之（主幹教諭）、  
伊藤 裕美（CSディレクター）
- 5 教育委員会 なし
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 伊藤 裕美
- 8 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、山内委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

### 9 協議事項

- (1) 授業についての意見交換
- (2) 令和6年度学校運営の基本方針について
- (3) 学校運営協議会 自己評価
- (4) 夢育やらまいか事業報告（CS加算分）

### 10 会議記録

司会から、委員総数8人のうち6人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

#### (1) 授業についての意見交換

会議前に授業参観を行い、それについて委員から以下の発言があった。

- ・1年生の教室で机を向かい合わせてグループ活動をしている様子が見られた。  
コロナ禍ではなかったことなので、活発で有意義な様子が見られて良かった。

（山内委員）

- ・5年生の家庭科の授業では、教室を離れての学習だったが、一人一人目的意識を持って学んでいる様子が見られ、さすが高学年だと感心した。 （神谷委員）
- ・3年生の算数の授業では、同じ単元の授業でも教員の教え方で子供たちの反応も変わってくると感じた。4年生の図工の授業では、段ボールを使ってものづくりをしていた。夢中で楽しそうに作る様子が見られた。 （齋藤委員）
- ・2年生の廊下の掲示に目を惹かれた。子供同士が良いところを見つけ合うという内容で、とても微笑ましい取り組みだと思った。6年生の教室前の掲示では、卒業までのカウントダウンをする内容で、クラスによって個性があり、温かみのある掲示だった。

（高橋委員）



- ・学校運営協議会への参加を機に、不登校児への関心をもった。自分自身も勉強して、学校運営協議会をより有意義なものにしていきたい。(安藤委員)
- ・3年生の授業では、タブレットと書く指導の両立ができていて、バランスが取れていると感じられた。(林委員)

(2) 令和6年度学校運営の基本方針について

校長から令和6年度和田小学校学校経営構想について説明があり、委員から以下の発言があった。

- ・グランドデザイン、学校経営構想は誰が作成し、周知徹底するのにどのようなことを行っているのか知りたい。(齋藤委員)  
⇒学校経営構想は校長が立て、教育課程の編成を始める時と、年度初めに職員に周知している。(校長)
- ・教員の働き方の改善の取り組みはしているのか。夜学校の前を通りかかると、遅くまで明かりが付いている。授業準備の他にどのようなことが負担になっているのか。(高橋委員)  
⇒支援員の配置によって、採点や印刷等の負担は少なからず減り、その分子供たちの指導に手をかけられるようにはなっている。いじめの対応が増えているため、業務に占める割合が多くなっている。(校長)
- ・来年度のスローガン『「+1(プラスワン)」新たな一步を踏み出し、教育の質を高めよう!』は、校長の思いが伝わる内容で、とても良いと思った。学校職員への周知を複数回して、共有してはどうか。(神谷委員)  
⇒学校紹介の動画等で職員だけでなく保護者へも周知の努力をしていきたいと思っている。(校長)
- ・「地域に開かれた教育課程」について和田小学校としての考えを説明して欲しい。(林委員)  
⇒以前は教育課程について地域の方と意見交換をする場がなかった。学校運営協議会で、学校の実態をお知らせしたり、学校経営の方向性を一緒に検討したりしている。また、学校ボランティアとして地域の方に授業に入ってお手伝いをしていたり、子供たちが校外学習として地域に出かけて行って学習をしたりしている。これらの活動が「地域に開かれた教育課程」という事になっていくと考えている。引き続き情報公開に努めていきたいと思う。(校長)
- ・教育課程や発生しているいじめの案件等について学校から説明があったことが今まではなかった。学校が抱えている問題を地域や外に出していかなければ、良くなれないと思うので、十分評価できると考えている。(齋藤委員)

協議の結果、令和6年度和田小学校学校経営構想は全員異議なく承認された。

(3) 学校運営協議会 自己評価

事前に委員の皆さんに提出いただいた「学校運営協議会自己評価表」の内容を読み合わせ、個々の意見を確認し、さらに意見交換をした。

・学校運営協議会の内容については保護者や地域の方にもっと情報発信した方が良い。

(齋藤委員)

・学校職員との顔合わせの場があると良い。

(神谷委員)

⇒コミスク日より等で学校運営協議会の内容をもっと保護者や地域への情報発信に努めていきたいと感じている。来年度は、学校運営協議会の中で、学校職員との意見交換をする事を考えている。

(校長)

上記の内容を踏まえ、個々の意見を集約して、協議会全体の評価とすることとした。

(4) 夢育やらまいか事業報告 (CS 加算分)

教頭より今年度のコミュニティスクール加算分の予算の収支について報告があり、全員異議なくこれを承認した。

(5) その他

◎学校ボランティアについて

今年度の学習ボランティアの活動報告があった。

1年間で地域の方が延べ137名、保護者が延べ66名の参加があった。来年度も教員と連携をしながら進めていきたい。

(神谷CD)

◎諸連絡

教頭より、令和6年度第一回の学校運営協議会は5月10日(金)に開催するとの報告があった。

以上

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(和田小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

学校の教育活動がより充実するように、活発な議論を行う。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

学校が、学校経営構想や学校評価について、動画や子供たちの活動の様子が分かる資料を用いて説明したため、よく理解できた。そのため、その後の熟議でも率直に意見を言い合うことができた。協議会の時間が足りないほどに多くの意見が出たが、効率的に意見集約も行った。また、授業参観をしたり、「教育課程」「学習指導要領」など、学校で使う用語について学ぶ機会をもったりしたことも熟議に生かされ、協議会発足1年目だった昨年度に比べると、活発に熟議を行うことができた。

しかし、本年度の運営方針に「コミュニティスクールを活用し、より一層地域に開かれた教育課程」があげられていたが、この点については議論が欠けた感がある。今後「地域に開かれた教育課程」について理解を深め、委員としてどのような助力ができるかも含め、一層充実した熟議をしていきたい。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

学習ボランティア、子供の居場所づくりなどの活動に対し、委員が学校支援コーディネーター、自治会、民生委員、保護者などそれぞれの立場から、支援につながる情報の提供や活動の提案があり、充実した熟議を行うことができた。評価項目に照らして考えても、概ね満足の結果を得られた。

しかし、出された意見が実際の活動につながっている部分はまだ多くはない。今後、学校や地域(自治会)との連携をさらに深め、熟議から行動、結果につなげていかなければならないと思う。その中で、協議会がどのような役割を担うべきなのかも考えていきたい。

なお、学校のことについては意見を述べるができるが、家庭のことについてはそれぞれの事情があるので難しい面がある。一般的な意見具申の中で協議会の役割を果たすことができればと思う。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

協議会としての情報発信は、もっぱら学校ホームページへの掲載、学校広報誌「コミスクだより」により行われた。それらに対する地域からの反応はなく、この方法による情報発信が「十分な情報発信」であるかは判断が付き難く、また「どのような効果があったのか」の判断も難しい。学校運営協議会はまだ2年目で、住民の認知度は高いと言い難く、「コミスクだより」の編集及び本制度の周知には、更なる努力・工夫が必要と感じる。学校、PTA、地域との連携を深めるためにも、今後、情報発信のあり方を協議会で議論したい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

地域や各組織との連携を深めるためには、学校運営協議会の周知を図る必要がある。そのため、協議会の開催方法や情報発信の仕方を工夫する。

○委員の紹介の場の設定 ○教員全員参加の会の開催 ○たよりの発行回数の増加 等





# 令和6年度 浜松市立和田小学校 グランドデザイン

学習指導要領(H29)完全実施  
 ○資質・能力の3つの柱  
 ○カリキュラム・マネジメント  
 ○社会に開かれた教育課程  
 「令和の日本型学校教育」の構築

第3次浜松市教育総合計画  
 (後期5年目、最終年度)  
 ○市民協働による人づくり  
 ○未来創造への人づくり

天竜中学校区の目指す子供像  
 ○夢や希望、志をもち、その実現を目指して努力する人  
 ○困難に遭遇してもくじけずねばり強くやり遂げる人  
 ○人々の幸せや地域の発展のために貢献する人

自主  
協同  
創造  
校訓

## 学校教育目標「自分を高め、ともに進む子」

### 目指す子供の姿

学びあう子

認めあう子

きたえあう子

特に培っていききたい資質・能力 **ねばり強さ 向上心 自律心 調整力**

### 和田っ子宣言

進んで明るいあいさつをします  
 みんなで助け合います  
 みんなで思いやり、仲良くします

創立・開校150周年を機に、それまでの「和田っ子の心得」を子供たちで見直し、制定したもの  
 (令和5年度に制定)

## 学校経営目標「だれもが主人公、笑顔いっぱい夢いっぱいの学校」

子供も職員も一人一人が、自分のよさを感じ、互いに寄り添い、認め合い、支え合い、励まし合いながら生き生きと活動することを通して自他を高め、夢や希望をふくらめることができる学校



### キャリア教育の推進 (すべての教育活動を通して実践)

《人とかかわる力》(人間関係形成・社会形成能力)

《自分を見つめる力》(自己理解・自己管理能力)

《学びをふかめる力》(課題対応能力)

《未来につなげる力》(キャリアプランニング能力)



知

#### <授業改善の推進>

- 基礎基本の確実な定着
- 育成したい資質・能力と児童の実態を踏まえたカリキュラム・マネジメントと単元構想(授業の複線化)
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ICTの活用と家庭学習との関連
- <発達支援教育の充実>
- 児童理解と個に応じた指導



徳

#### <心の教育の推進>

- 道徳教育の充実
- 他者との関わり方を学ぶ機会「心の日」の設定
- 異学年集団による活動
- <生徒指導の充実>
- ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談・指導
- 組織的な取り組みによるいじめの未然防止・早期発見、解決



体

#### <体力の向上>

- 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める力を育てる指導や機会の充実
- <安全教育の推進>
- 自他の命を大切にする指導(交通・防犯・災害)
- <健康教育・食育の推進>
- 生活習慣の見直しと改善

スローガン: 「+1 (プラスワン)」新たな一歩を踏み出し、教育の質を高めよう!

学習の基盤となる資質・能力の育成

言語能力

情報活用能力 (ICTの活用)

問題発見・解決能力

### 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)

保護者 (家庭)

教育機関

学校との  
連携・協力・協働

地域 (自治会)

行政機関

医療機関

各種  
ボランティア

PDCAサイクルが機能し、社会に開かれた教育課程

#### <目指す教職員の姿>

- 子供に寄り添い、子供理解に努める教職員
- 自己研鑽に励む教職員
- 組織で考え、動き、支え合う教職員 (ワンチーム)
- 働き方を意識し、健康で元気に仕事をする教職員

保護者や地域に信頼される学校づくりの実現



## 令和6年度 浜松市立和田小学校 学校経営構想

### 1 学校経営構想の基本方針

- (1) 第3次浜松市教育総合計画（後期、最終年度）の教育理念『未来創造への人づくり』を受けた「夢と希望を持ち続ける子供」「これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供」「自分らしさを大切にする子供」の視点、『市民協働による人づくり』を受けた「子供の育ちの基盤を築く家庭」「子供の育ちを支える地域」の視点を踏まえて『はままつの人づくり』を和田小学校の子供たちの成長の姿で具現する。
- (2) 新学習指導要領の理念の理解を深めるとともに、その内容を踏まえた教育課程を編成し、着実に実施する。
- (3) 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月 中央教育委審議会答申）で示された「令和の日本型学校教育」の具現を目指し、ICTを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。
- (4) 天竜中学校区の目指す子供像の具現化を図るために、4つの小中学校における情報交換を密にするとともに、連携・協働を意識した教育活動を計画的に進め、小中一貫教育を推進する。
- (5) すべての教育活動を通じてキャリア教育に重点をおいた教育を推進するとともに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、情報機器の積極的な活用、効果的な活用を図る。
- (6) 教育課程の編成・実施・評価・改善に組織的に取り組み、その状況を家庭や地域に伝えることで「保護者や地域に信頼される学校づくり」に邁進する。
- (7) 令和4年度に導入したコミュニティ・スクール制度から、これまで以上に教育課程を地域社会に開くとともに、学校運営協議会及び本制度を活用することで保護者・地域との一層の連携、協力、協働を推進し、教育活動の充実を図る。
- (8) 昨年度に開校150周年を迎え、今年度は新たな一步を踏み出す年度と押さえ、これまでの「不易」の部分大切にしつつ、「流行」に相当する新しい時代に応じた学校教育にも積極的に取り組み、教育の質を高める。

【令和6年度のスローガン】

**「+1（プラスワン） 新たな一步を踏み出し、教育の質を高めよう！」**

### 2 校訓 及び 学校教育目標

校 訓

自主

協同

創造

学校教育目標

自分を高め、ともに進む子

### 3 目指す子供の姿

学校教育目標を具現化するために、「知」「徳」「体」の3つの面から目指す子供の姿を以下に示す。

#### ◎学びあう子

- 課題を見つけ、自分の考えをもつ子
- 考えを発表し合い、話し合うことで深め合う子
- ねばり強く学習に取り組み、達成感を感じ、自分を高める子

#### ◎認めあう子

- 自他を知り、自分らしさについて考え、自分と他者の違いを受け入れる子
- 互いのよさを見つけ、自分に自信をもち、他者を励ます子
- 互いを思い合い、自分の判断で正しい行動をする子

#### ◎きたえあう子

- ねばり強く取り組む姿勢や調整力を高め、体を鍛え合う子
- 交通事故防止や防災・防犯の実践力を高め、自分の体を守る子
- 自他の心と体の健康を考え、自分を律し、健康の保持増進を図る子

本年度、特に培っていききたい資質・能力 ねばり強さ 向上心 自律心 調整力

#### 和田っ子宣言

進んで明るいあいさつをします  
みんなで助け合います  
みんなで思いやり、仲良くします

開校150周年を機に、「和田っ子の心得」を代表委員会を通じて子供たち自ら見直し、自分たちがこれから目指したい姿として制定したもの。

### 4 学校経営目標（目指す学校像）

#### だれもが主人公、笑顔いっぱい夢いっぱいの学校

子供も職員も一人一人が、自分のよさを感じ、互いに寄り添い、認め合い、支え合い、励まし合いながら生き生きと活動することを通して自他を高め、夢や希望をふくらめることができる学校を目指す。

### 5 経営の重点

#### <教育活動全体を通じて>

##### (1) キャリア教育の推進

キャリア発達の基盤となる力の育成を目指し、特別活動を要として各教科、領域における指導を工夫する。

本校で押さえた4つの基礎的・汎用的能力と、その中で重点とする資質・能力

- 人とかかわる力
- 自分を見つめる力
- 学びを深める力
- 未来につなげる力

##### (2) 基盤となる力の育成

すべての教育活動を通して、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、情報機器を積極的に活用し、効果的な活用を図る。

## ＜「学びあう子」の育成のために＞

### (3) 授業改善の推進

- 学習習慣の定着と授業規律の徹底を基盤とした基礎基本の定着を図る。
- 育成したい資質・能力から教科横断的なカリキュラムマネジメントを行うとともに、子供の実態を踏まえた単元構想を工夫する。授業の複線化にも取り組む。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- 家庭学習にもICTを活用し、授業との関連を図る。

### (4) 発達支援教育の充実

- 児童理解に努め、職員及び家庭等との連携・協働による個に応じた指導を推進する。

## ＜「認めあう子」の育成のために＞

### (5) 心の教育の推進

- 主体的な学び、対話的な学びを重視した道徳教育の充実を図り、自分事として考えたり、物事を多面的にとらえる力、正しく判断する力を育成したりする。
- 月1回「心の日」を設定し、他者との関わり方を学ぶ機会を設ける。
- 異学年集団での活動を継続的に取り入れ、思いやりや助け合いの心、リーダーシップとフォロワーシップを発揮する場を設ける。

### (6) 生徒指導の充実

- 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実させ、自己有用感を高める。
- 組織的な取り組みにより、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。

## ＜「きたえあう子」の育成のために＞

### (7) 体力向上の取組

- 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める力を育てる指導や機会の充実を図る。

### (8) 安全教育の推進

- 自他の命を大切にし、臨機応変に行動する力を育てる指導を進める。(交通・防犯・災害)

### (9) 生活習慣の改善

- 自己の生活を振り返り、自ら改善する力を育てる。(健康・食育)

## 6 目指す教職員の姿

### (1) 一人の教師として

- 子供に寄り添い、子供理解に努める教職員（人間味あふれる教職員）
  - ・ 子供をかけがえのない一人の人間として受け止め、寄り添う。
  - ・ 進んで遊んだり交流したりして様々な視点で子供のよさを把握する。
  - ・ どの子供にも温かなまなざしや声掛け、指導、支援等を行う。
  - ・ よさを認める言葉や過ちを諭す言葉を大切にして、子供のやる気を引き出す。

○ 自己研鑽に励む教職員

- ・ 「分かる授業・楽しい授業」を実現するために努力を惜しまない。
- ・ キャリアステージを考え、本校での自分の役割を意識する。

(2) 組織として

○ 組織で考え、動き、支え合う教職員（ワンチーム）

- ・ 学年全員で協力して学年運営を進める。（学年グランドデザインの作成）
- ・ 情報を共有し、組織で対応する。（一人で抱えない、対応しない。）
- ・ よい表れも共有し、みんなでほめ、励ます。
- ・ 自分の得意を生かし、苦手は助け合う。

○ 働き方を意識し、健康で元気に仕事をする教職員



## 知育の部 知育向上プラン

### 児童の実態

- 与えられた課題に一生懸命取り組んだり、友達の考えを共感的に受け止めたりすることができる。
- 情報機器の扱いに慣れており、タブレットを使用した学習効果も高い。
- 学習や活動への取り組みは受け身な児童が多い。
- 目標や課題に対して向上心をもって粘り強く取り組む意識が低い。
- 自分の考えをもてない。考えがあっても、それを表現できないでいる。
- 聞く姿勢が身に付いていない子がいて、取り掛かりに時間がかかる。

### 重点目標と具体的な取り組み

1 カリキュラムマネジメントを基に、児童自身が授業の見通しをもったり、活動を振り返ったりするように単元を工夫し、「主体的・対話的で深い学び」を推進する。

- 主体的に学び、学びを実感できる授業に向けて研究主題を設定する。  
**「分かる喜び、学ぶ楽しさを実感できる子」の育成**  
～「個別最適な学び」・「協働的な学び」を意識した単元構想～
- 研修教科は決めず、学年主体とした研修を行う。学年を中心に児童が主体的に学べる環境を作っていく。
- 全員（フリーを含む）が授業研究を行い、授業力の向上をめざす。
- 研究主題に向かう授業づくりを行い、他学年の授業の手立てや工夫を見えやすくする。
- 経験や担当学年の違う教員で三人組を作成し、お互いの授業を見合い、研究を深められるようにする。
- 単元全体を見通したり、教科横断的な単元の計画を行ったりする。

2 授業UDやICTの活用、通級指導教室（あんず教室）との連携等により、個のニーズに応じた指導を充実する。

- (1) 授業UDを意識した指導や環境整備とICTの活用
  - 授業指導（授業UD）について全体研修で理解を進める。
  - 教室の掲示物や学習計画の提示の仕方など人的環境UDについても理解を深め整備する。
  - ICT機器の使用、活用方法等についての研修を行い、個に応じた支援に生かす。
- (2) 通級指導教室（あんず教室）との連携
  - 児童の個別ファイルを活用して「学級」「あんず」「保護者」と意見交換をする。
  - 「心の日」で紹介されるエンカウンターを学級で積極的に取り入れる（学活の年計）。
  - 通級指導教室の参観期間を設け、子供の様子を見取る。その際、参観の視点の共通理解を図り、学級での支援（課題の与え方や声のかけ方、資料の提示方法など）に生かすことができるようにする。

# 徳育の部 徳育向上プラン

生徒指導上の実態 ※令和5年度の数字は3月1日時点

内容	令和4年度	令和5年度
いじめ認知件数	54件	285件
不登校児童(30日以上欠席)	16名	22名
別室登校児童	9名	3名
校外まなびの教室通級児童	3名	3名
フリースクール活用児童	1名	1名
問題行動報告	1件	7件

## 重点目標と具体的な取り組み

**<道徳教育の推進> 物事を多面的にとらえる力や正しく判断する力の育成に重点を置き、多様な価値観に触れたり、自分事として考えたりして他者理解を深める場を工夫する。**

- 「和田っ子宣言」(R5作成)の推進を図る取り組み。 ←自律心
  - ・関連すること(挨拶・助け合い・思いやり)を毎月の生活のめあてにし、子供の意識を高める。
  - ・道徳教育や「心の日」に、教師の話の聞いたり、はままつマナーを活用したりする。
- 「考え、議論する道徳」を意識し、道徳の授業を充実させる。 ←調整力
- 道徳の授業のワークシートや心の日の活動を掲示し、日々の中で振り返らせる ←調整力

**<生徒指導の充実> 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実し、「自己有用感」を高める。**

- 児童の「自己有用感」を高め、教師と児童がより良い関係を築く。
  - ・教師は児童一人一人の行動を価値づけ、その良さを学級や学年に広める。 ←向上心
  - ・係活動や委員会活動などの取り組みを積極的にを行い、称揚し合う。 ←向上心
- 組織的な取り組みによる、いじめ見逃し0、いじめの未然防止、早期発見、解決
  - ・児童や保護者から寄せられる様々な相談を、関係職員で共有して組織的に対応する。
  - ・いじめの疑いのある情報はすぐに報告し、いじめ対策委員会にて方針を決定する。

**<キャリア教育の推進> キャリア発達の基盤となる力の育成を目指し、特別活動を要として各教科領域における指導を工夫する。**

- 「構成的グループエンカウンター」や「ソーシャルスキルトレーニング」の実践を通じた学級づくり、人間関係づくりの取り組みをする。 ←調整力
- 係活動、委員会活動を中心に、子供の力による学校活性化を図る ←向上心
- 縦割り活動を充実させ、リーダーシップ、フォロワーシップを養う。 ←自律心
- 行事や児童会活動を通して、「集団への所属感」「集団の場における規律の大切さ」「達成感・成就感」を子供たちに実感させる。 ←向上心

# 体育・安全の部 体育・安全向上プラン

## 児童の実態

体力向上の取り組み	◎ コロナ禍が明け、マスクを取って意欲的に運動したり、外で遊んだりする児童が増えた。 △ 外で遊ぶ児童と学校内で遊ぶ児童の2極化がみられる。 △ コロナ禍より続いていた体力低下が依然として見られる。アンケートによると、習い事等で運動の時間は確保している児童も多いが、全体的な運動能力としては課題である。
安全教育の推進	◎ 防災について呼び掛けることで、災害時の行動への意識が高まった。 ◎ 交通安全に関する講話や交通教室を通して、気を付けるべきポイントがあることを知った。 △ 地域の特性として交通量が多く、交通事故の危険がある。 △ 教えられたことを守ろうとする気持ちはあるが、実際に行動する場面では、他のことを優先してしまったり、臨機応変な対応策を考えられなかったりして、ルールを守れず危険を伴う行動にでることがある。
自己管理能力の育成	◎ ぴかぴかチェックを通して、自分の身の回りを清潔に保つことへの意識が高まった。 ◎ 心の日を行うことで、心の安定を図り、自己肯定感を高めることができた。

### 重点目標と具体的な取り組み

#### 1 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める指導や機会の充実を図る取り組み

進んで体力の向上に努める意欲をもたせることができるように体育的行事、保健的行事を通して以下の点に取り組む。

- ・運動会を通して、規律ある集団行動を行うことで、集団での演技の美しさに気付き、より演技の質を高めたいと思う意欲をもたせ、演技が終わった後の達成感や充実感を楽しむことができるようにする。
- ・新体力テストでは、自己の記録を上げていくために昨年度の結果を振り返ったり体験イベントに参加したりして、運動に取り組もうとする態度を育てる。
- ・身体測定や各種検診を通して、自己の健康に関わる成長、課題に気付き、生活習慣を見直したり、食生活を振り返ったりすることができるようにしていく。

#### 2 自他の命を大切にす指導の推進（交通・防犯・災害）

- ・安全の日を設定し、防災ノートを活用したり、防災講座（1・3・5年生）や講話を取り入れたりと、交通、生活、災害に関する安全意識を高める。
- ・安全への意識や臨機応変に対応する力を高めるために、提示する資料や映像を工夫することで状況や場面を想像しやすくする。

#### 3 生活習慣の見直しと改善に関する取り組み

- ・ぴかぴかチェック、心の日など日々の保健指導、給食指導を通して、児童自ら心身の状態を理解し、健康の保持増進に努めるように支援する。
- ・心の日と合わせて、メディアを使わない時間を持つことを保護者とともに考える時間を設ける。